

イソプロチオラン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	10	10
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	
りんご	0.05	0.05
日本なし	0.05	0.05
西洋なし	0.05	0.05
びわ		0.02
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.02	
もも	0.02	0.02
うめ	0.03	0.03
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05
ぶどう	0.02	0.02
その他のスパイス ¹	○ 10	
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ³	0.02	0.02
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.02	0.02
魚介類	3	3

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

* 「びわ」に設定されているイソプロチオランの残留基準値については、果梗を除き、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。

1. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

2. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

3. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

インピルフルキサム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
小麦	○ 0.5	
大麦	○ 3	
ライ麦	○ 3	
その他の穀類 ¹	○ 3	
大豆	○ 0.3	
小豆類 ²	○ 0.2	
えんどう	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類 ³	○ 0.3	
ばれいしょ	0.01	
てんさい	○ 0.2	
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	
未成熟えんどう	○ 3	
未成熟いんげん	○ 3	
えだまめ	○ 5	
その他の野菜 ⁴	○ 5	
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	
りんご	○ 4	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	○ 2	
ぶどう	○ 5	
かき	○ 0.7	
その他のスパイス ⁶	○ 10	
魚介類	○ 0.02	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

4. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
6. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

クロルピリホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	●	0.1
小麦	0.5	0.5
大麦	●	0.2
ライ麦		0.01
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば		0.01
その他の穀類 ¹	● 0.5	0.75
大豆	● 0.1	0.3
小豆類 ²	○ 0.3	0.1
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.2
その他の豆類 ³	●	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）		0.01
かんしょ	0.1	0.1
やまいも（長いもをいう。）		0.01
こんにやくいも		0.01
その他のいも類 ⁴		0.01
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	● 0.05	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.2	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.05	2
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	0.3
西洋わさび		0.01
クレソン		0.01
はくさい	●	1.0
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	1.0
ケール	●	1.0
こまつな	●	1
きょうな	●	1
チンゲンサイ	●	1
カリフラワー	0.05	0.05
ブロッコリー	○ 2	1
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ごぼう		0.01
サルシフィー		0.01
アーティチョーク	●	1
チコリ		0.01
エンダイブ		0.01
しゅんぎく		0.01
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.1
その他のきく科野菜 ⁶		0.01
たまねぎ	○ 0.2	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.2
にんにく		0.01
にら		0.01
アスパラガス	●	5
わけぎ		0.01
その他のゆり科野菜 ⁷		0.01
にんじん	● 0.1	0.5
パースニップ		0.01
パセリ		0.01
セロリ	●	0.05
みつば		0.01
その他のせり科野菜 ⁸	○ 1	0.01
トマト	●	0.5
ピーマン	○ 2	0.5
なす	●	0.2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 2	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり		0.01
すいか		0.01
メロン類果実		0.01
まくわうり		0.01
その他のうり科野菜 ¹⁰		0.01
ほうれんそう		0.01
たけのこ	●	0.5
オクラ	●	0.5
しょうが	○ 1	0.01
未成熟えんどう		0.01
未成熟いんげん	●	0.2
えだまめ	●	0.3
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ		0.01
その他のきのこ類 ¹¹		0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他の野菜 ¹²	○ 1	0.5
みかん	/	1
みかん（外果皮を含む。）	1	/
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	1	1
りんご	● 0.5	1.0
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	○ 1	0.5
びわ	/	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1	/
もも	/	1.0
もも（果皮及び種子を含む。）	1	/
ネクタリン	○ 1	1.0
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	● 0.5	1.0
うめ		0.01
おうとう（チェリーを含む。）	●	1
いちご	○ 0.3	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	1	1
クランベリー	○ 1	1.0
ハックルベリー		0.01
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	1
ぶどう	● 0.5	1.0
かき		0.01
バナナ	● 2	3
キウイ	●	2.0
パパイヤ		0.01
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.3
その他の果実 ¹⁵	1	1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ひまわりの種子	●	0.25
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	○ 0.3	0.05
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	○ 5	0.1
ぎんなん		0.01
くり	●	0.2
ペカン	● 0.05	0.2
アーモンド	● 0.05	0.2
くるみ	● 0.05	0.2
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.2
茶	10	10
コーヒー豆	0.05	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ¹⁸ (種子、果実、根及び根茎を除く。)		1
その他のスパイス	5	
その他のハーブ ¹⁹	1	1
牛の筋肉	● 0.05	0.5
豚の筋肉	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	● 0.05	0.3
牛の脂肪	● 0.05	1
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	1
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分 ²¹	● 0.01	0.4
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	● 0.01	0.02
鶏の筋肉	● 0.01	0.08
その他の家きん ²² の筋肉	● 0.01	0.08
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類	○ 0.3	
ミネラルウォーター類	0.03	0.03
小麦粉（全粉粒を除く。）		0.1
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.2
とうもろこし油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		
とうもろこし油	0.2	
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.05
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.05
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.05
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）		1
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）		5
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）		1

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
- * 「みかん」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「びわ」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、果梗を除き、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
- * 「もも」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
- * 「その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定する。
- * 「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」、「乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。

- * 「小麦粉（全粒粉を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
 - * 「とうもろこし油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「とうもろこし油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、これらを統合し、「とうもろこし油」として残留基準値を設定する。
 - * 「大豆油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「大豆油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値への適・不適を確認する。
 - * 「綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクロルピリホスの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「綿実」の残留基準値への適・不適を確認する。
1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
 2. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
 5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
 12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペーパナノ種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

サラフロキサシン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の筋肉	0.01	0.01
七面鳥の筋肉	/	0.01
その他の家きん ¹ の筋肉	0.01	/
鶏の脂肪	0.02	0.02
七面鳥の脂肪	/	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	/
鶏の肝臓	0.08	0.08
七面鳥の肝臓	/	0.08
その他の家きんの肝臓	0.08	/
鶏の腎臓	0.08	0.08
七面鳥の腎臓	/	0.08
その他の家きんの腎臓	0.08	/
鶏の食用部分 ²	0.08	0.08
七面鳥の食用部分	/	0.08
その他の家きんの食用部分	0.08	/
魚介類（さけ目魚類に限る。）	●	0.03

●：規制強化品目

- * 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品のA 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
 - * 「七面鳥の筋肉」に設定されているサラフロキサシンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの筋肉」として残留基準値を設定する。
 - * 「七面鳥の脂肪」に設定されているサラフロキサシンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの脂肪」として残留基準値を設定する。
 - * 「七面鳥の肝臓」に設定されているサラフロキサシンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの肝臓」として残留基準値を設定する。
 - * 「七面鳥の腎臓」に設定されているサラフロキサシンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの腎臓」として残留基準値を設定する。
 - * 「七面鳥の食用部分」に設定されているサラフロキサシンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の家きんの食用部分」として残留基準値を設定する。
1. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
 2. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

シアントラニリプロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.4	0.05
小豆類 ¹	○ 0.3	
えんどう	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類 ²	○ 0.3	
ばれいしょ	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
かんしょ	0.2	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2
こんにゃくいも	○ 0.05	
その他のいも類 ³	○ 0.05	
てんさい	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 20	10
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	○ 20	
西洋わさび	○ 0.05	
クレソン	○ 20	
はくさい	3	3
キャベツ	○ 2	1
芽キャベツ	○ 2	
ケール	○ 20	
こまつな	○ 0.5	
きょうな	○ 20	
チンゲンサイ	○ 20	
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	○ 3	2
その他のあぶらな科野菜 ⁴	○ 20	
ごぼう	○ 0.05	
サルシフィー	○ 0.05	
チコリ	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
しゅんぎく	○ 20	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 20	10
その他のきく科野菜 ⁵	○ 20	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
たまねぎ	○ 0.05	0.04
ねぎ（リーキを含む。）	8	8
にんにく	○ 0.05	
アスパラガス	○ 0.3	
その他のゆり科野菜 ⁶	○ 8	
にんじん	○ 0.05	
パースニップ	○ 0.05	
セロリ	20	20
その他のせり科野菜 ⁷	○ 0.05	
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁸	○ 20	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4	0.4
しろり	○ 0.3	
すいか	0.3	0.02
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.02
メロン類果実	0.3	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	0.02
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.3	
その他のうり科野菜 ⁹	0.4	0.4
ほうれんそう	20	20
オクラ	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	2	2
みかん	0.7	0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.7	0.1
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	0.7	0.7
りんご	○ 0.8	0.5
日本なし	1	1
西洋なし	2	2
マルメロ	○ 0.8	
びわ（果梗 ^こ を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.8	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	○ 1	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	○ 3	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	6	6
いちご	1	1
ブルーベリー	4	4
クランベリー	○ 4	
ハックルベリー	○ 4	
その他のベリー類果実 ¹¹	○ 4	
ぶどう	2	2
かき	○ 0.8	
その他の果実 ¹²	○ 0.5	
ひまわりの種子	2	2
綿実	○ 2	
なたね	2	2
くり	○ 0.04	
ペカン	○ 0.04	
アーモンド	0.04	0.04
くるみ	0.04	0.04
その他のナッツ類 ¹³	○ 0.04	
茶	30	30
コーヒー豆	○ 0.05	
その他のスパイス ¹⁴	3	3
その他のハーブ ¹⁵	○ 20	
牛の筋肉	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁶ の筋肉	○ 0.2	
牛の脂肪	○ 0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	
牛の肝臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	
牛の腎臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	
牛の食用部分 ¹⁷	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	
乳	○ 0.6	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きん ¹⁸ の筋肉	○ 0.02	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の脂肪	○ 0.04	
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	
鶏の肝臓	○ 0.2	
その他の家きんの肝臓	○ 0.2	
鶏の腎臓	○ 0.2	
その他の家きんの腎臓	○ 0.2	
鶏の食用部分	○ 0.2	
その他の家きんの食用部分	○ 0.2	
鶏の卵	○ 0.2	
その他の家きんの卵	○ 0.2	

○：規制緩和品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
 - * 「すいか」に設定されているシアントラニプロールの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「メロン類果実」に設定されているシアントラニプロールの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「みかん」に設定されているシアントラニプロールの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「もも」に設定されているシアントラニプロールの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 3. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
 4. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 5. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 8. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

9. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
11. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
12. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ざんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
16. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
17. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
18. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シクロピリモレート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
魚介類	○ 0.09	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

スピネトラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
大豆	0.1	0.1
小豆類 ¹	0.1	0.1
えんどう	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
その他の豆類 ²	0.1	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.1	
かんしょ	0.1	0.1
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	3	3
クレソン	8	8
はくさい	1	1
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	5	5
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜 ³	10	10
エンダイブ	8	8
しゅんぎく	○ 15	8
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜 ⁴	○ 15	8
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.1	
にら	2	2
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜 ⁵	0.8	0.8
にんじん	○ 0.05	
パセリ	8	8
セロリ	8	8
その他のせり科野菜 ⁶	8	8

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜 ⁷	○ 0.1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろりり	0.3	0.3
すいか（果皮を含む。）	○ 0.2	
メロン類果実	0.1	0.1
その他のうり科野菜 ⁸	0.3	0.3
ほうれんそう	10	10
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜 ⁹	8	8
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.5	
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.2	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.05	
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.7	0.7
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
いちご	2	2
ラズベリー	0.8	0.8
ブラックベリー	0.7	0.7
ブルーベリー	0.5	0.5
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	0.2	0.2
その他のベリー類果実 ¹¹	0.7	0.7

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ぶどう	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.3	0.3
その他の果実 ¹²	0.5	0.5
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹³	0.1	0.1
茶	70	70
その他のスパイス ¹⁴	3	3
その他のハーブ ¹⁵	8	8
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁶ の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.02	0.01
豚の肝臓	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.01
牛の腎臓	○ 0.02	0.01
豚の腎臓	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.01
牛の食用部分 ¹⁷	○ 0.02	0.01
豚の食用部分	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.01
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん ¹⁸ の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

○：規制緩和品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
 - * 「みかん」に設定されているスピネトラムの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「もも」に設定されているスピネトラムの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 5. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
 6. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 7. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 8. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 9. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 10. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 11. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

12. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
13. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
14. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
15. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
16. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
17. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
18. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピフルブミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小豆類 ¹	0.3	0.3
アスパラガス	○ 1	
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	
未成熟いんげん	2	2
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実 ²	2	2
りんご	1	1
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
その他の果実 ³	1	1
茶	50	50
その他のスパイス ⁴	5	5
その他のハーブ ⁵	○ 25	0.2

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

- * 「すいか」に設定されているピフルブミドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「メロン類果実」に設定されているピフルブミドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「みかん」に設定されているピフルブミドの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。
 - * 「もも」に設定されているピフルブミドの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 3. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
 4. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
 5. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

メトキシフェノジド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
大豆	0.5	0.5
小豆類 ¹	5	5
えんどう	5	5
そら豆	0.5	0.5
らっかせい	0.03	0.03
その他の豆類 ²	5	5
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.4	0.4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の葉	30	30
クレソン	30	30
はくさい	7	7
キャベツ	7	7
芽キャベツ	7	7
ケール	30	30
こまつな	30	30
きょうな	30	30
チンゲンサイ	30	30
カリフラワー	7	7
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜 ³	30	30
アーティチョーク	3	3
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜 ⁴	30	30
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
にんじん	0.5	0.5
パセリ	30	30
セロリ	15	15
その他のせり科野菜 ⁵	30	30
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	2	2
その他のなす科野菜 ⁶	2	2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか		0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわうり		0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3	
その他のうり科野菜 ⁷	0.3	0.3
ほうれんそう	30	30
オクラ	2	2
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
その他の野菜 ⁸	30	30
みかん（外果皮を含む。）	○	2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実 ⁹	3	3
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	2	2
びわ		2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	
もも		2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ラズベリー	○	6
ブラックベリー	○	6
ブルーベリー	4	4
クランベリー	0.7	0.7
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実 ¹⁰	○	6

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ぶどう	1	1
かき	○ 2	
キウイ		0.5
キウイ（果皮を含む。）	0.5	
パパイヤ	1	1
アボカド	0.7	0.7
その他の果実 ¹¹	○ 2	0.1
綿実	7	7
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹²	0.1	0.1
茶	○ 40	20
その他のスパイス ¹³	● 2	30
その他のハーブ ¹⁴	30	30
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.2	0.2
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分 ¹⁶	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きん ¹⁷ の筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.1
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		
落花生油	0.1	
とうがらし（乾燥させたもの）		20
すもも（乾燥させたもの）		2
干しぶどう		3

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
- * 「すいか」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「メロン類果実」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「まくわうり」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「びわ」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、果梗を除き、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
- * 「もも」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
- * 「キウイ」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「落花生（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「落花生（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、これらを統合し、「落花生油」として残留基準値を設定する。
- * 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- * 「すもも（乾燥させたもの）」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「すもも（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「すもも」の残留基準値への適・不適を確認する。

* 「干しぶどう」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
7. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
8. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
11. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
12. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
13. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
14. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
15. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
16. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
17. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。